ニ　法第二十条第三項第五号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1)　水位又は水量を減少させる行為

(2)　水位又は水量を増加させる行為（当該行為により陸域から水域に変わる面積が一万平方メートル以下のもの又は法第二十一条第三項の規定による許可を受け、現に水位又は水量に増減を及ぼしている者が水位の変動についての計画を変更するものに限る。）

ホ　法第二十条第三項第六号、第七号、第十号（土地の形状を変更する面積が二千五百平方メートル以下のものに限る。）及び第十五号、第二十一条第三項第二号から第十号までに掲げる行為

ヘ　（略）

ニ　法第二十条第三項第五号に掲げる行為（法第二十条第三項の規定による許可を受け、現に水位又は水量に増減を及ぼしている者が水位の変動についての計画を変更するものに限る。）（新規）

ホ　法第二十条第三項第六号、第七号及び第十五号、法第二十一条第三項第二号から第十号までに掲げる行為（新規）

ヘ　（略）

八　法第二十二条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）、第六項及び第七項に規定する権限

イ　法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1)　その水平投影面積が千平方メートル以下である工作物の新築又は増築

(2)　仮工作物の新築又は増築

(3)　工作物の改築

(4)　第十二条第一号から第六号の二まで、第七号から第十号の四まで及び第十号の六に掲げる行為

ロ・ハ　（略）

九～二十六　（略）

八　法第二十二条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）、第六項及び第七項に規定する権限

イ　法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）（新規）

(1)　その水平投影面積が十平方メートル以下である工作物の新築又は増築

(2)　工作物の改築

(3)　第十二条第一号から第六号の二まで及び第七号から第十号の五までに掲げる行為

ロ・ハ　（略）

九～二十六　（略）

附　則

この省令は、平成三十年五月十日から施行する。

告　示

○総務省告示第百五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、国民生活会議から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百六十五号（政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成三十年四月十七日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

訂正後	訂正前
㈡　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）	㈡　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動年月日
［略］				［同上］			
国民生活会議	吉村　龍助	新	二六、一一、二一	国民生活会議	川島智太郎	新	二六、一、一二
		代表者の氏名	吉村　龍助			主たる事務所の所在地	東京都千代田区麹町四―五―六	二六、一、一二
		主たる事務所の所在地	東京都千代田区麹町四―五―六			代表者の氏名	川島智太郎	二六、一、一二
		旧	二八、一、一二			旧	二八、一、一二
		代表者の氏名	佐藤　公治			代表者の氏名	佐藤　公治	
		主たる事務所の所在地	東京都港区赤坂二―一三―二一			主たる事務所の所在地	東京都港区赤坂二―一三―二一	
［略］				［同上］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。